

議員提出第2号

病院積立金の国庫納付のための法改正を行わないことを求める意見書

吉川市議会会議規則第13条の規定により、上記意見書を別紙のとおり提出する。

令和 5年 3月24日

提 出 者 吉川市議会議員 雪田 きよみ

賛 成 者 吉川市議会議員 遠藤 義法

〃 飯島 正義

吉川市議会議長 松崎 誠 様

提 案 理 由 口 頭

## 病院積立金の国庫納付のための法改正を行わないことを求める意見書

政府は来年度予算案編成をめぐり、地域医療機構と国立病院機構の2つの独立行政法人の「積立金」を5年間の中期目標決算を待たず、今後の防衛費増額に当てる財源として「前倒して国庫納入」させること、そのために独立行政法人法（機構法）の改正を行う方針を固めたとの報道がなされています。

積立金は一般診療・難病等の補助金、コロナ感染者への治療等の収入であり、治療行為で得られた収入です。地域医療機構法においては、「国からの運営交付金は出さない」（第19条）ことが定められており、機構は限られた範囲の「自前」の収入で病院運営を行っています。積立金は今後、地域医療の充実のため、人手の拡充、職員の労働条件の改善、病院施設の改修、感染症対策等の設備の拡充などに使われることが予定されていたものです。この積立金を防衛費の財源にするのは明らかに目的が違うと言わざるを得ません。

国は医療従事者の日々の奮闘に報いるために病院の施設整備や職員の労働条件改善のための支援こそ行うべきであり、積立金の前倒し国庫納付はやるべきではありません。

よって国におかれましては、地域医療機構と国立病院機構の医療機関が地域医療に果たす多大な役割に鑑み、治療行為で得られた収入である積立金は患者利用者の命と健康を守るため、病院現場の人手の確保、施設整備、職員の労働条件改善に使うという目的を堅持し、前倒し国庫納付を可能にする独立行政法人法（機構法）改正を行わないことを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出いたします。

令和 5年 3月24日

埼玉県吉川市議会

提出先

内閣総理大臣

財務大臣

厚生労働大臣